

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立赤城公園
所在地	前橋市富士見町赤城山地内
所管部局・課	環境森林部 自然環境課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

群馬県立公園条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 【公園】県民の公共の福祉の増進 【ビジターセンター】赤城大沼周辺の適正な維持管理及び地域独自の自然環境への理解の伸長</p> <p>(2) 設置当初の状況 昭和9年秋の陸軍特別大演習に昭和天皇が行幸されたのを記念し御料地の払い下げを受け、従来の県有地を合わせて設置された。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 令和4年10月に策定された「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」に基づき、前橋市の事業協力(負担金)を受け、公園施設(大沼(おの)キャンプフィールドと赤城ランドステーション)の再整備を実施し、指定管理者制度の導入を進めている。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	昭和10年2月8日(ビジターセンターは昭和60年)
敷地面積(所有者)	1,290ヘクタール(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	ビジターセンター(740.5平方メートル、鉄筋コンクリート1階建)
建設費	184,100千円

◇入園料・利用料等 (円)		◇利用時間(休館日)
区分	金額	※ビジターセンター 開館時間:午前9時から午後3時45分まで(休館日:月曜日、年末年始)
一般	無料	
大学生・高校生等		

4 施設における実施事業

<p>(1) 民間事業者による公共施設内遊休地の利活用の検討と、魅力ある豊かな自然環境と観光情報の発信(ビジターセンター)</p> <p>(2) 県管理施設小規模維持補修(公衆トイレ・歩道・看板等補修)</p>

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	363,626	7,292	7,966	4,735	4,203	5,030	5,190
使用料	17,300	7,283	7,960	4,731	4,195	5,022	5,186
トイレチップ	4	9	6	4	8	8	4
負担金	165,775						
国庫支出金	180,547						
歳 出(②)	617,809	109,713	55,083	76,403	28,315	15,760	16,880
非常勤職員	0	0	0	0	1,529	1,529	1,523
修繕費	666	2,545	5,229	3,884	990	117	501
委託費	189,085	67,823	24,206	21,090	15,974	11,252	11,540
工事費	428,058	39,345	25,648	51,429	9,822	2,862	3,316
歳入・歳出の差額(①-②)	-254,183	-102,421	-47,117	-71,668	-24,112	-10,730	-11,690
歳入・歳出の主な増減理由	【歳入】占用物件の増減 【歳出】赤城公園活性化整備(R4~)・啄木鳥橋架替(R2~)・覚満淵木道再整備(R元~)等の大規模事業の実施、駐車場・園路・公衆トイレ等公園施設の工事費・修繕費の増減						

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	0	0	0	0	0	0	0
臨時・非常勤職員	0	0	0	0	1	1	1
合 計	0	0	0	0	1	1	1

7 施設利用の状況

年度別の利用者数

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間利用者総数(人)	608,729	591,136	435,770	419,589	544,361	541,992	541,576
有料利用者数(人)							
無料利用者数(人)	608,729	591,136	435,770	419,589	544,361	541,992	541,576
目標利用者数(人)※2							
施設稼働率(%)※3							
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由	・新型コロナウイルス感染拡大状況、レンゲツツジ等の開花状況、ワカサギ釣り時期の氷結状況等により大きく変動する。 ・利用者数は、「観光地点別・月別観光客入込客数」(県観光魅力創出課)により算出。						

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法の「都市公園」でも自然公園法の「自然公園」でもない、県立公園条例に基づく「県有公園」 ・ほとんどの土地が県有地であるが、エリア内に一部民有地あり。 ・公園の魅力である自然環境・景観を「保全」する観点と、その自然環境・景観を体験してもらい観光振興を図る「利用」の観点が求められており、自然公園と同様な管理・整備をする必要がある。 ・地元の前橋市は観光名所として位置付けており、県（自然環境・景観の保全）・市（観光振興による利用）で役割分担を明確化し、公園の利用促進を図っている。 ・令和4年10月に策定された「県立赤城公園の活性化に向けた基本構想」に基づき、2つの拠点施設「大沼キャンピングフィールド」、「赤城ランドステーション」を再整備を推進している。（令和7年度完成を目標に）
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度より「大沼キャンピングフィールド」及び「赤城ランドステーション」の2つの施設について、指定管理者制度を導入予定。
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度より直営管理（業務委託等）から指定管理者制度に見直しする。
施設運営に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城ランドステーションに集会所機能を持たせるので、地元住民と指定管理者が良い関係性を築けるかが課題。 ・大沼キャンピングフィールドの奥に厚生施設団地の一部が残るため、厚生施設団地利用者と指定管理者が良い関係性を築けるかが課題。 ・その他公園内施設の維持管理は、今後もこれまで通りの業務委託による維持管理になることから、上記施設の指定管理状況を見ながら指定管理業務の範囲を検討していきたい。